附属書十二（第十四章（投資）関係）　収用

1　締約国による一又は一連の行為は、投資財産における有体又は無体の財産権又は財産権の持分を害さない限り、収用を構成しない。

2　第十四・十一条（投資―収用及び補償）1の規定は、次の二の事態を取り扱う。

(a)　第一の事態は、直接的な収用である。直接的な収用とは、投資財産が正式な権原の移転又は明白な差押えを通じて国有化され、又はその他の方法により直接的に収用される場合をいう。

(b)　第二の事態は、間接的な収用である。間接的な収用とは、締約国による一又は一連の行為が正式な権原の移転又は明白な差押えなしに直接的な収用と同等の効果を有する場合をいう。

3　締約国による一又は一連の行為が特定の事実関係において間接的な収用を構成するか否かを決定するに当たっては、特に次の事項を考慮し、事案ごとに、事実に基づいて調査するものとする。

(a)　政府の行為の経済的な影響（ただし、締約国による一又は一連の行為が投資財産の経済的価値に悪影響を及ぼすという事実のみをもって間接的な収用が行われたことが確定するものではない。）

(b)　政府の行為が明確な及び投資に基づく合理的な期待を害する程度

(c)　政府の行為の性質（その目的を含む。）

4　締約国による一又は一連の措置がその目的に照らして過度に厳しいものであるため誠実に適用されたものと合理的にみなすことができない場合等の極めて限られた場合を除くほか、公共の福祉に係る正当な目的（公衆の衛生、公共の安全及び環境の保護等）のために締約国が立案し、及び適用する無差別的な規制措置は、間接的な収用を構成しない。

附属書十三（第十七章（政府調達）関係）　政府調達

（第一編は、英語により作成され、この附属書の不可分の一部を成す。）

第二編　日本国の表

第一節　中央政府の機関

1　物品

(a)　基準額

十万特別引出権

(b)　調達機関

会計法（昭和二十二年法律第三十五号）の適用を受ける次に掲げる全ての機関

衆議院
参議院
最高裁判所
会計検査院
内閣
復興庁
人事院
内閣府
宮内庁
国家公安委員会（警察庁）
金融庁
消費者庁
総務省
法務省
外務省
財務省
文部科学省
厚生労働省
農林水産省
経済産業省
国土交通省
環境省
防衛省

2　サービス

(a)　基準額

(i)　建設サービス

四百五十万特別引出権

(ii)　第十七章（政府調達）の規定の適用を受ける建築のためのサービス、エンジニアリング・サービスその他の技術的サービス

四十五万特別引出権

(iii)　その他のサービス

十万特別引出権

(b)　調達機関

1に掲げる調達機関

第一節に関する注釈

1　この節に掲げる調達機関には、国家行政組織法（昭和二十三年法律第百二十号）及び内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）に定める全ての内部部局、外局及び附属機関その他の機関並びに地方支分部局を含む。

2　第十七章（政府調達）の規定は、この協定が効力を生ずる時に有効な法令に従って協同組合又は連合会と締結する契約については、適用しない。

第二節　地方政府の機関

1　物品

(a)　基準額

二十万特別引出権

(b)　調達機関

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）の適用を受ける次に掲げる全ての都道府県及び指定都市

北海道
青森県
岩手県
宮城県
秋田県
山形県
福島県
茨城県
栃木県
群馬県
埼玉県
千葉県
東京都
神奈川県